

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定



山 形 県

一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の輸送・荷役等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形県内で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又は他の都道府県に災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、甲が行う支援活動等に対する乙の協力について、適正かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、物資の輸送や荷役作業等が必要であると認めるときは、乙に対して支援を要請することができる。

（支援協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、物資の輸送や荷役作業等について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 前項の規定において、甲は、乙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙の会員運送事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

3 甲は、乙及び乙の会員運送事業者による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（支援協力の内容）

第4条 甲が乙に要請する支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 物資等の輸送力の提供
- (2) 荷役作業
- (3) 物資の調達及び供給
- (4) 物資拠点の提供及び運営
- (5) その他、甲が必要と認めるもの

2 甲は、前項の支援を円滑に実施するため、物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）の派遣を乙に要請することができる。

(要請の方法)

第5条 甲は、乙に対し支援要請を行うときは、様式第1号支援協力要請書（以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第4条の規定による要請に対し支援を実施したときは、様式第2号業務実施報告書（以下「実施報告書」という。）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等により報告し、その後速やかに実施報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条の規定による支援協力を要した費用の負担については、甲乙協議の上定めるものとする。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条又は第74条第1項の規定により、他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて支援活動を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

(費用の支払)

第8条 甲は、乙から第6条の実施報告書が提出されたときは、必要な予算措置を講じるものとする。

2 乙は、甲が必要な予算措置を講じた後、甲に対し、負担額の支払を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により適法な支払請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

(損害補償)

第9条 本協定に基づく支援に協力した者の負傷、疾病、障がい又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、乙の責任において行うものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第10条 乙は、第3条の規定による支援協力中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員事業者で協議の上、決定するものとする。

3 乙は、第3条の規定による支援協力中に、自らの責に帰さない理由により第三者に損害

を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議して定めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第11条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに様式第3号連絡責任者届により相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(情報提供)

第12条 甲及び乙は、覚知した災害等の被害情報を相互に提供するほか、市町村等にも積極的に提供するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から文書で相手方に協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(情報の共有)

第14条 甲及び乙は、意見交換会の実施など、相互の災害対応等の情報の共有に努めるものとする。

(協議)

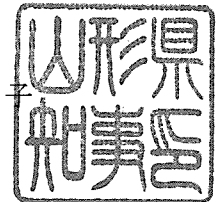
第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年11月30日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄



乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉄鋼ビル本館5階

一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク

理事長 和佐見 勝



別紙様式 1

第 年 月 日 号

一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク理事長 様

山形県知事

物資の輸送・荷役等に関する支援協力要請書

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり支援協力を要請します。

1 被害の状況

2 支援協力の要請内容

支援協力を要請する業務	<input type="checkbox"/> 物資等の輸送力の提供 <input type="checkbox"/> 荷役作業 <input type="checkbox"/> 物資の調達及び供給 <input type="checkbox"/> 物資拠点の提供及び運営 <input type="checkbox"/> その他、山形県が必要と認めるもの ()
具体的な業務内容	
業務の実施場所	
支援協力の要請機関	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

別紙様式 2

第 号
年 月 日

山形県知事 様

一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク理事長

物資の輸送・荷役等に関する業務実施報告書

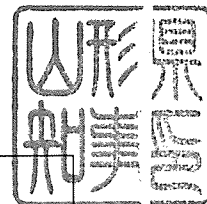
災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書第6条の規定に基づき、次のとおり支援協力を要請します。

1 業務を実施した期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 業務の実施内容

事 項	内 容
調達車両台数	
配車場所	
輸送場所	
荷役作業場所	
荷役作業量	
物資拠点の提供及び運営	
物資拠点に搬入・保管する物資の品目・数量・保管期間	
連絡調整員の派遣場所	
その他業務	
備 考	

連絡責任者届



1 山形県

所在地			
担 当 部 署	名称		
	電話番号(一般)		
	電話番号(衛星)		
	FAX番号		
	アドレス		
担 当 者	第 1 順 位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(卓上)	
		電話番号(携帯)	
		アドレス	
	第 2 順 位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(卓上)	
		電話番号(携帯)	
		アドレス	

2 一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク

所在地			
担 当 部 署	名称		
	電話番号(一般)		
	電話番号(衛星)		
	FAX番号		
	アドレス		
担 当 者	第 1 順 位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(卓上)	
		電話番号(携帯)	
		アドレス	
	第 2 順 位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(卓上)	
		電話番号(携帯)	
		アドレス	

